



日野
多摩
稲城

地区保護司会だより

第66号



—— 稲城分区長として ——

稲城分区 鹿島正二



保護司を退任するまでの期間が見えてきた今、何が大事なのかを改めて思い返しています。2年前の「保護司になって10年の今、思うこと」の中で「自分が定年で退任するまでには10人の先輩保護司の退任

が予定されており、保護司定数21名を維持するためには保護司の確保が最優先課題で保護司候補者検討協議会を設置する」という記述をしていました。

稲城分区では保護司候補者検討協議会を予定通り設置し、令和2年度から開催する事ができました。令和2年度は協議会を2回実施し、のべ13人の候補者が推薦されました。多くの候補者が拳がったので期待しましたが折衝した結果、多くの人は話を聞いてくれるまではなかなかできず、結局、委嘱できたのは1名のみでした。

令和3年度は協議会を3回実施し、有力な候補としてのべ11人を推薦していただきました。しかし折衝しましたが話を聞いてくれるケースは少なく、又、話しを聞いていただいても、承諾を得ることはなかなかできません。推薦された候補

者はほとんど現役で仕事に従事しており、保護司になっても保護司会活動が充分にできないということで承諾していただけません。

保護司法第3条の条件に「時間的余裕を有する人」とありますが現保護司の方々は何らかに携わっていてスケジュール調整をしながら保護司会活動を実施しております。このことを踏まえて候補者が仕事に従事していても活動ができるということを訴えていこうと思っております。拒否された候補者のなかには時期を見て再度、折衝するお願いの約束ができています。自分が退任するまでに10人の保護司を確保するのは非常に難しいと思いますが期待は持てます。あと残りの期間でどのように確保していくかをよくよく考えていきたいと思っています。

保護司会活動では今年度からICT導入が進められています。保護司候補者が現役で仕事を続けている人が多くなっている現状、このICT活用で保護司活動も容易にできるとPRしていけるのではないかと考えます。ITリテラシー（認識度合）の違いがあることは十分分かっていますので少しでも協力できることがあればと思っています。

藍綬褒章受章



日野分区 澤田 研二

令和3年春の褒章に際し、囃らずも藍綬褒章の栄に浴し、身に余る光栄と感激しています。

法務省の担当課長から直々に電話で「受章おめでとう御座います」と通知頂きましたが、私

にとってはまったく予期していない事柄であったため、どなたが受章ですかと聞き直したため澤田研二さんですね、と再確認される始末。

本来はこの後法務省での褒章伝達式及び皇居へ参内し天皇陛下に拝謁しお言葉を賜るとの流れですが、今回は新型コロナウイルス感染症の情勢が不透明なので実施の可否は後日連絡とのことでしたが残念ながら未だ状況待ちです。

顧みますと平成10年5月に保護司拝命。その後初めての保護観察開始の時、誰れしも体験することかと思いますが、家族の不安は大変大きくその不安を和らげる意味合いと自身の心構えである「恐れず・怒らず・媚いらず」を心に据えて対応するので心配いらないと伝え、以来24年間の活動になりました。この間20数種類の様々なボランティアに係わって来たことから多くの皆さんに多大なご迷惑を掛けながらも、ご理解とご協力を頂いたおかげで長年にわたり保護司を続けてこれたと思っています。

結びに身に余る光栄に恥じる事が無いよう今後ともさらなる精進を重ねる所存です。

おめでとうございます



多摩分区 土谷 縷美

令和3年秋の褒章にて、まさに青天の霹靂と云える藍綬褒章の栄に浴し、この上ない喜びと感動の極みを実感しております。皆々様の多年にわたるお力添えの賜物と深く感謝申し上げます。

残り少ない保護司活動ですが、精一杯努力して参りますので、今後ともどうぞ宜しくお願い致します。

去る12月20日法務省にて伝達式があり古川東京保護観察所長より褒記・褒章を拝受した瞬間、胸にこみ上げてきた感動が今また蘇ってきています。

証書の中心に押印されている国璽を初めて目にしました。Wikipediaによると国璽とは、国家の象徴として用いる印のことで「大日本国璽」と彫刻された三寸四方の角印、金製の金印のため4キロ近い重さがあり、現在の憲法下では勲記（受勲者に勲章と共に与えられる証書）の際にのみ用いられていると記されていました。このことを知り、改めて証書の尊さが心に沁み込んできました。今年の5月で保護司を拝命して丸21年の歳月となりますが、卒爾とは思えない出逢い・学び・失敗など数々の体験を重ねて来たからこそ、今日のこの日があるのだと喜びを噛みしめ、今は真っ当な人生を歩んでくれているであろう、対象者だった彼らや彼女らとの最後の面接時のことを臚げながら懐かしく想い出しております。

令和3年度 東京都更生保護事業 顕彰者のご紹介

昨年度は新型コロナ感染拡大防止の観点から顕彰式典の開催は中止となりましたが、本年度は令和3年11月22日に豊島区立芸術文化劇場(東京建物Brillia HALL)において「東京更生保護事業関係者顕彰式典」が開催され、被顕彰者の顕彰が行われました。

令和3年度東京更生保護事業関係者の顕彰の栄に浴された当地区の方々を次のとおりご紹介いたします。下表の16名が表彰されました。皆さま誠におめでとうございます。

<日野・多摩・稲城地区保護司会の被顕彰者一覧>

藍綬褒章(春)	澤田研二
藍綬褒章(秋)	土谷縷美
法務大臣表彰	紀 初子
全国保護司連盟理事長表彰	土方三男
関東地方更生保護委員会委員長表彰	須崎勝政 渡部 力 佐倉英明 渡邊幸子 松永 健
関東地方保護司連盟会長表彰	高木禎信 池田教秀
東京都保護司会連合会会長表彰	上田雅夫 熊谷 弘 庚塚克子 井上裕由
東京保護観察所長感謝状(家族功労)	大須賀時男 (大須賀良子の夫)

法務大臣表彰を受彰して

多摩分区 紀 初子



この度の受彰は、私の保護司活動を通して身に余る光栄であり、感謝とともに身が引き締まる思いです。平成14年9月1日の拝命以来活動を続けて来られたのも、家族の理解・協力と共に

日野・多摩・稲城地区保護司会の皆さま、関係機関の皆さま、そして先輩諸氏のご支援やご厚情があればこそと、心より感謝いたしております。

保護司活動をしていく中で、沢山の出会いと経験をさせていただきました。また、人は生きづらさや痛み、弱さ、脆さの中にあっても人との信頼感や温かい関わりに触れることにより立ち直る力があることを教えていただきました。

コロナ禍にあって、人との繋がりが希薄になりがちな今、連携と支え合いの大切さを忘れず今後も保護司として精進してまいりたいと思います。

令和3年度 専門部の活動

研修部

部長 石川 ちづ子

<地域別定例研修テーマ>

- 第Ⅰ期「CFPについて」
- 第Ⅱ期「被害者等の視点を取り入れた処遇」
- 第Ⅲ期「少年の処遇について」

令和3年度地域別定例研修は、すべて個々に「YouTube 法務省チャンネル」へアクセス並びDVDでの視聴(受講)の自主研修でした。

6月30日第1回から始まって全5回の役員会を行いました。緊急事態宣言明けの10月21日第1回研修部会を



11名の参加でようやく開催することができ、今年度の事業計画の確認・協議事項を話し合うことができました。

11月24日には事業計画より約2か月遅れて「当地区保護司会の組織運営等について」の内容で、新任・編入保護司対象研修会が、新任・編入保護司8名関係保護司12名の、計20名参加で開催できました。質疑応答では、新任・編入保護司8名全員の皆様から、意見・質問等があり、センター内の見学と充実した研修会になりました。また、2月開催予定の地域処遇会議は、残念ながら開催することはできませんでした。

諸々制限された環境下での活動となりました。今後もマスク着用や換気、3密の回避等々の対策をより徹底しての活動になると思います。ご協力をお願いいたします。

地域活動部

部長 馬場 房義

1. 第1回社会参加活動

コロナ禍でしたが、6月16日(水)に社会参加活動を実施いたしました。

前日からの雨が降っていましたが、幸い雨が落ちて来ることはなく、予定通りに花壇の植栽が出来ました。13名と参加者は少なかったのですが、日野警察署少年課の方1名が参加してくださり、土方喜久弘さんのご配慮で、草だらけだった花壇が明るく綺麗な花壇に変身しました。

2. 保護司と更生保護女性会との交換会

7月6日(火)に今年度より地域活動部主催となりました交換会を行いました。保護司会からは、粟井会長をはじめとし、各部の部長と関係者13名が、更生保護女性会からは、関戸会長・3分区の分区長と関係者が参加をし、和気あいあいの中、意見交換会が行われました。車の両輪と言われる両者ですので、今後も一層交流と協力を深めて更生保護の為に頑張りましょうと会は終了しました。

3. 第2回社会参加活動を実施

10月16日(土)に京王線稲城駅南側ロータリーの植え込みの剪定を実施いたしました。大内観察官・2人の対象者・稲城市役所とロータリークラブと保護司15人の参加者は汗を流して頑張りました。

4. 第3回社会参加活動としてサポートセンター百草台の植栽

コロナ禍でも35人の方が、参加して下さい、草ボウボウだった花壇が新年を迎えるのにふさわしくなりました。

5. コロナ禍で心配したのですが、12月15日(水)立川支部統括保護観察官の鶴田俊男氏に『少年法の改定』等について講演をして頂きました。更生保護女性会・多摩警察署の方の参加もあり、36名の参加となりました。観察官のお話は保護司活動の為になっただけで無く、普段は聞けない苦労話等もあり、楽しく有意義な時間を過ごすことができました。

本年度の活動は全て実施する事が出来ました。皆様のご協力に感謝いたします。



令和3年度「社会を明るくする運動」作文コンクールと民間協力者感謝状受賞者の紹介

民間協力者に対する感謝状受賞者

- 【東京都推進委員会委員長感謝状】多摩市立鶴牧中学校 多摩市立多摩中学校 観蔵院(多摩市) 壽徳寺(多摩市) 東福寺(多摩市)
 【東京保護観察所長感謝状】大福寺(多摩市) 智願寺(多摩市) 大乘寺(多摩市)

作文コンテスト受賞者

- 【佳作】多摩市立鶴牧中学校 2年 大西 妃咲 『許される犯罪とは?』
 多摩市立多摩永山中学校 2年 塚野 渚 『犯罪のない社会のために』
 【奨励賞(東京保護観察所長感謝状)】多摩市立鶴牧中学校 多摩市立落合中学校 多摩市立多摩永山中学校

*今年度は、日野市・稲城市では該当者がありませんでした。

日野市・多摩市・稲城

3市共通理念

日野市・多摩市・稲城市の3市における再犯防止推進計画の策定に当たっては、これまでの3市が「日野・多摩・稲城地区保護司会」と連携して再犯防止活動に取り組んできた経緯を踏まえ、「再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城 3市共通理念」（以下、「共通理念」という）を、計画策定に先立ち策定しました。（令和3年3月策定）

共通理念は、社会的に弱い立場の人々を含む全ての人を地域社会全体で包み支え合うソーシャルインクルージョンの考え方のもと、犯罪をした者等が円滑に地域社会に復帰することができるよう、取組の方向性を示すものです。共通理念では、3市を一つの地域として共通の課題を抽出するとともに、基本方針、取組の枠組み、及び3市共通で行う取組について記載しています。

<基本方針>

国計画で提示された5つの基本方針（関係機関等の連携協力、切れ目のない支援、被害者の尊厳への配慮等、社会情勢等への対応、地域社会の理解と協力）に加え、「保護司など民間協力者の活動しやすい環境づくりへの支援」を追加しました。

<3市共通で行う取組>

- ・3市間の連携強化
- ・犯罪をした者等にとって必要な行政情報提供の充実に向けた協働
- ・保護司会との緊密な連携と支援
- ・各市の社明運動における保護司会との協働

共通理念策定後は、3市が共通理念に基づき、それぞれの実情に合わせて再犯の防止を推進する取組を総合的に行うための個別計画を、令和3年12月にそれぞれ策定しました。

なお、令和3年度は連携活動の一環として10月29日に3市合同の再犯防止シンポジウムを開催したほか、3市中中学生への啓発グッズ（付箋）配布、3市職員による勉強会等の取組を行いました。今後も再犯防止への市民の理解促進に向けた取組を共に進めるため、3市間の連携を強化してまいります。

日野市再犯防止推進計画

日野市では、令和3年12月20日に「日野市再犯防止推進計画」を策定いたしました。

まずは、計画の策定にあたり、ご協力いただきました皆様に改めて御礼申し上げます。

さて、本計画は、「日野・多摩・稲城3市共通理念」の基本方針・重点課題のもと、様々な生きづらさを抱えた「犯罪をした者等」が立ち直り、地域社会で孤立することがないように、行政サービスで総合的な支援を行い、関係機関等と連携しながら、「誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」を目指しています。また、日野市においては、「SDGs未来都市」に選定されたことを踏まえ、施策にSDGsの各ゴールの視点を取り入れています。

再犯防止施策を行政が進めるにあたり重要なことは、まず「犯罪をした者等」がいち市民として市内に居住し、行政サービスを必要としているということを職員全員が共有すること。そして、その方達が抱えている困りごとに対応した職員がいち早くくみ取り、適切な支援に繋げていくこと。さらには、関係機関等との連携をより強化し、日野市全体で寄り添った支援を行っていくことが必要であると考えられます。

行政の縦割りの組織において、どのように再犯防止施策を進めていくかなど課題は山積しております。まずは、計画の推進を通して、各窓口の職員が再犯防止への理解を深め、横断的な体制の構築を図っていければと考えております。

施策の推進にあたり、保護司の皆様のご指導と今まで以上のお力添えをいただくこととなるかと存じます。保護司会の皆様とより連携を強固にし、再犯防止施策を進めて参りたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

（日野市 総務課）

市 再犯防止推進計画

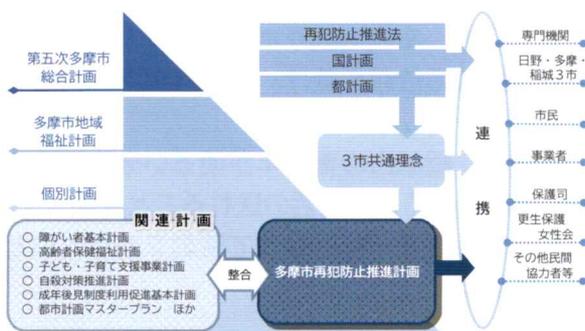
多摩市再犯防止推進計画

多摩市再犯防止推進計画は、就労支援や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進など、市民へ提供している各種施策で、再犯防止に資する取組となるものや、副次的な効果として再犯防止につながる可能性のある取組が記載されています。

再犯防止に資する取組として行政施策を記載するだけでなく、保護司の皆様への役割や社会を明るくする運動などの事業が記載された計画を策定することで、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を後押しし、再犯を防止するとともに、啓発を行うことで安全で安心して暮らせるまちが実現されます。

本計画は、6つの重点課題をテーマに、課題ごとに行政施策及び関係機関の諸活動をまとめたものです。犯罪をした者等が、再び罪を犯すことなく地域で暮らしていくためには、就労や住居の確保、保護司会をはじめとした各関係機関との連携等の支援が欠かせません。中でも重点課題4「民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等」では、保護司会との連携を強化することや、皆様の活動への支援として、社会を明るくする運動の普及・啓発や、補助金の交付について記載しているほか、現在課題となっている面接場所の確保等について記載しました。

今後、日野市・稲城市や保護司会をはじめとした再犯防止に関する関係機関と連携し、取組を推進していくために、引き続きご理解ご協力の程、お願いいたします。本計画の推進にあたっては、多摩市地域福祉計画に内包される計画であることから、多摩市地域福祉計画市民委員会にて各施策の具体的な内容を把握し、意見交換を行いながら取組をすすめてまいります。(多摩市 福祉総務課)



稲城市再犯防止推進計画

稲城市再犯防止推進計画は、平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」の第8条第1項に基づく地方再犯防止計画であり、前述の「再犯防止推進計画 日野・多摩・稲城3市共通理念」の内容を踏まえた稲城市の個別計画として令和3年12月に策定されたものです。

本計画では、犯罪や非行をした人の立ち直りに向けて課題となる、住居や就労の確保や、保健医療・福祉サービスによる支援等、市で進めている各種施策の中で、再犯の防止や犯罪・非行の防止、更生保護等につながる取組を中心に取り上げています。

保護司等民間協力者に関する内容では、3市共通で行う取組（3市職員と保護司の意見交換会、保護司候補者検討協議会への協力等）の他、保護司の活動支援や活動場所の確保等取組、保護司会や更生保護女性会及び更生保護関係機関等との連携体制について記載しています。

今後は、本計画に基づき、国・都をはじめ、保護司会や更生保護女性会等の民間協力者、更生保護関係機関、安全・安心まちづくり推進協議会等と連携し、犯罪や非行をした人が、地域社会で孤立することのないよう、「息の長い」支援に向けた取組を進めることで、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

策定にあたりましては、市の関係部署（6部13課）及び稲城市社会福祉協議会で構成される策定委員会において検討を進めました。また、検討にあたりましては、稲城市保健福祉推進委員会及び稲城市安全安心まちづくり推進協議会においてご意見を伺うとともに、日野・多摩・稲城地区保護司会稲城分区、日野・多摩・稲城地区更生保護女性会稲城分区及び東京保護観察所立川支部からご意見を伺いつつ策定を進めてきました。策定にあたりご協力をいただき、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました皆様に、心より御礼申し上げます。(稲城市 生活福祉課)

更生保護女性会 分区活動報告

日野分区

分区長 志田千代子

コロナ禍の中、活動らしきものが出来ませんが……。

<社会を明るくする運動>

社明のマスコット、ペンギンのホゴちゃんをタオルで考案して、道行く人、親子に差しあげて、ニッコリとした笑顔を頂いています。

社会が明るく、住み良い地域である様にと願って会員同志参加しています。

<子育て支援>

児童館等へ集う親子行事の手伝いとして、一緒に歌や体操をした



りして遊びます。

小さな兄弟がいる時は赤ちゃんを預かり、上の子がママをひとりじめして嬉しそうに遊ぶ姿が見られるのも楽しみです。

<紫翠苑訪問>

令和3年12月改築中の紫翠苑を訪問させて頂きました。みぞれ混じりの寒い日でしたが、暖かく迎えて下さり、工事の内容、新院生への思いなどお聞きしました。

新紫翠苑へ入所される皆さんが、希望に満ちた門出になりますようお願いしております。

一日も早く平穏な日々となり、会員の皆様と活動したいと思います。

多摩分区

分区長 野原 瑞子

令和3年は、コロナ禍続く中、総会・社明啓発活動・分区会等の開催有無に対応する1年でした。

4月9日の理事会承認により、総会資料を郵送・配布しました。分区会中止のご案内は、第71回社会を明るくする運動リーフレット・グッズ等と同封し、会員の皆様に郵送・配布しましたところ、「社明啓発パレード」が懐かしい等のお声が聞けました。

10月29日3市主催「再犯防止シンポジウム」には全理事参加、再犯防止について再認識させられました。

11月16・17日女性センター広報活動の「展示パネル」を2枚作製、受付も理事担当。11月26日今期初めて分区会（バザー）開催。新会員も含め28名出席、会員作品・野菜・花、他献品を机上に並べて選ぶ楽しい一時でした。売上の一部を更生保護施設に（島原素麺・うどん購入による寄付の一部も加え）寄付出来ました。皆様のご協力に感謝申し上げます。



稲城分区

分区長 井上美代子

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動が思うよう出来ず、日にちだけが過ぎていきました。そんな中も、稲城市の青パトをお借りし、犯罪の無い街づくりをめざして、市内全域の防犯パトロールを呼び掛けております。また、年間を通じて、小・中学生の下校時の見守りと挨拶運動も行っております。



6月1日には、更生保護法人紫翠苑より感謝状をいただき、私たち更生保護女性会にとっては、これからの活動におおいに励みとなりました。その他、市民活動サポートセンターいなぎより、原稿の依頼を受け、市民への活動内容のPRにも務めました。

最後に、稲城市の青少年が明るい未来を安全で、安心出来る日常生活の送れることを願って、これからも更女一丸となって活動を続けたいと思います。

情報BOX

少年法改正と地区内の状況

東京保護観察所立川支部 統括保護観察官 鶴田 俊男

18歳及び19歳の者（以下「特定少年」という。）は、令和4年4月1日から新しい保護処分を受けることになりました。しかし、保護司さんをお願いする生活環境の調整や保護観察の処遇に大きく変わる点はなく、指導監督・補導援護により遵守事項が守れば良好措置を、守れねば少年院に入れる等の不良措置を検討するなどして、改善更生に導くことになり変わりありません。

法改正の経緯は次のとおりです。平成19年に成立した日本国憲法の改正手続きに関する法律において、国民投票の投票権を有する者の年齢が18歳以上とされ、次いで、平成27年に成立した公職選挙法等の一部を改正する法律により、公職選挙法の選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされました。それに伴い、平成30年には民法が改正され、成年年齢が18歳に引き下げられ、令和3年に少年法や更生保護法も改正され、改正民法の施行日である令和4年4月1日に合わせて施行されることになりました。更生保護の現場では、対象者の精神的な成熟度は遅くなっている印象がありますが、若者の社会参加を促すこと、すでに成人としての扱いを受けていること、世界の趨勢であることなどから本改正に至ったようです。

改正少年法では、特定少年については、成長途上にあり、可塑性を有する存在であることや、これまでの調査・処遇等が有効に機能してきたことなどに鑑み、本人の改善更生を図る観点から、引き続きこれらの者を「少年」として少年法の適用対象にしました。一方で、選挙権が付与され、単独で法律行為をなし得るなど社会において責任ある主体として積極的な役割を果たすことが期待される立場になったことを踏まえ、刑事司法上の取扱いについては18歳未満の者に比べ、法律違反の程度に、より見合った処分をすることになりました。今回の主な改正点は次のとおりです。(1) 特定少年は、新しい保護処分として6月の保護観察（不良措置がなく、保護観察は6月で終了し、原則的に保護司さんに担

当は依頼しません。）、2年の保護観察（遵守事項に違反した場合の、少年院に收容される期間が、最初から1年以下の期間で決められていて、少年院收容中は保護観察期間が進行しないため、期間満了日が延期されるなど、現在の1号観察と異なる部分があります。）、少年院送致（決定時に3年以下の收容期間が定められるなど、現在の2号観察と異なる部分があります。）のいずれかに付されることになりました。(2) 「ぐ犯」事件は、保護処分に付さないことになりました。(3) 原則検察官送致事件の対象を拡大しました。(4) 特定少年の時に犯した罪により起訴された場合、実名報道が可能になりました。

日野多摩稲城保護区では、令和4年2月1日現在、63件の保護観察事件と52件の生活環境の調整事件が係属しています。1・2号観察は38件（18歳以上20歳未満の対象者は25人（日野8人、多摩3人、稲城14人））で、少年院在院中が4件（18歳以上20歳未満の対象者は2人（日野1人、多摩1人））です。令和3年犯罪白書によると、刑法犯は平成14年をピークに認知件数は減少しており、刑法犯で7割を占める窃盗を含め、詐欺、強制性交罪等も減少傾向にあります。薬物事案については、覚醒剤事案は前年比0.9%減りましたが、大麻事案は前年比15.1%増えています。児童虐待、配偶者暴力、ストーカー犯罪は増加傾向にあります。日野多摩稲城保護区でも、同様の傾向にあると思われますが、同日現在、窃盗事件が16件、薬物事件10件、詐欺事件7件、性犯罪事件4件などと係属しています。

保護観察の種類を問わず、再犯・再非行を防ぐことが喫緊の課題です。相談先があれば再犯の可能性が低くなるという調査結果があります。引き続き、対象者の家族関係を調整すること、保護観察中に地域の関係機関につなげることなどで、保護観察終了後も相談できる環境を整え、再犯・再非行を防ぎたいものです。



令和4年1月「新春の集い」開催



令和4年1月12日(水)京王プラザホテル多摩「白鳳」にて、来賓9名、名誉会員5名、保護司39名の出席で開催されました。2年間に及ぶ新型コロナウイルスの影響で様々な活動が縮小される中、ホテル側や保護司会の細やかな注意と配慮によって安全に滞りなく会が開催できました。

第1部の式典では、来賓の皆様からご祝辞をいただきました。コロナ禍で十分な活動ができない状況への懸念や、コロナ禍がもたらした変化(ICT化の有効性等)の件、そして再犯防止シンポジウムの成功と今後の方向性等をふんだんに取り入れたお話が多く、それでいてどの方のお言葉も保護司会を労わり励まして下さる内

容で心に染み入りました。

第2部は桐友会佐伯会長の素敵なバリトンでの乾杯で始まり、

和やかな歓談の中、

ビンゴ大会やジャンケンと抽選会は、新春らしい盛り上がりとなりました。

ではご挨拶の中の名言をもって締めさせていただきます。

「保護司活動の心得は、恐れず怒らず媚びいらず」
(2022年新春の集い澤田研二様のお言葉より)
(総務部)



悼 生前のご功績を偲び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます

石坂 齋雅氏

(令和3年10月18日逝去 78歳 多摩分区)
任命: 昭和58年5月15日
退任: 令和元年5月14日(在職36年)
日野・多摩・稲城地区保護司会副会長・多摩分区長
(平成17年~平成20年)
瑞宝双光章受章(平成26年春)

安西 清氏

(令和3年11月24日逝去 77歳 日野分区)
任命: 平成3年5月15日
退任: 令和3年5月14日(在職30年)
日野・多摩・稲城地区保護司会会長(平成27年度~平成30年度)
瑞宝双光章受章(平成30年春)

表紙写真の説明 — 市役所今昔 —

明治30年、東長沼1916番地に建てられた稲城村役場は、木造2階建て約109㎡の建物で、1階が事務室、2階が村議会の議場として使われました。建設当時は、洋風の表現を取り入れた最先端の建物であったようです。その後、増築により昭和31年頃(写真当時)には約178㎡の規模になりました。昭和32年に町役場が建設されてからは、農協→消防署→福祉事務所→商工会と用途を変え、稲城の発展のための役割を果たしてきました。

現在の市庁舎は、昭和56年に東長沼2111番地へ新築移転しました。地上6階地下1階建て約7,716㎡の建物は、平成14年に耐震改修工事を行い、また時代に適したフロア機能の変更を重ね、より良い市民サービスの提供を続けています。(稲城村役場写真: 昭和31年・小泉和男氏撮影、稲城市役所写真: 生涯学習課提供)

退任者のご紹介

ご苦労様でした

上田 雅夫氏 (多摩分区)

任命: 平成30年2月11日
退任: 令和4年1月31日(在職4年)

編集後記

収まるようで長引くコロナ禍、外出を控えた日常生活に潤いをと春咲きの球根や花の種を蒔きました。

凍える寒さに耐える大切な時期の球根、また、同時に蒔いた種が一斉に芽が出るとは限りません。

立春が過ぎましても春は名だけのこの頃、見えない地中で養分を蓄え、本紙発行の3月末にはきっと咲いてくれることを願って。

■ サポートセンター百草台

〒191-0033 日野市百草999番地
電話 042-593-0950 FAX 042-506-5474
メールアドレス: vpocentormog@true.ocn.ne.jp